

2019年8月7日

2019年度北海道地域最低賃金改正に関する事務局長談話

日本労働組合総連合会北海道連合会
事務局長 杉山 元

北海道最低賃金審議会(以下「審議会」)は、8月7日、2019年度の北海道最低賃金を現行の835円から26円引き上げて861円に改正することで結審した。発効日は10月3日となる見込みである。

本年度の審議に際して労働者側は、「雇用戦略対話合意」「ニッポン一億総活躍プラン」「働き方改革実行計画」等において示されている、「全国加重平均1,000円を目指す」に配慮した審議と合わせ、働き手・人口流出の一因となっている地域間格差の解消や「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことができる水準を実現するために、中央最低賃金審議会目安の26円にこだわらない大幅な引き上げとすることや早期の発効とすること等を強く求めた。

これに対して使用者側は、「中小企業を取り巻く経営環境は厳しい」等と主張し、目安を大幅に下回る改定額を提示した。また、「10月1日発効」ありきの審議日程にこだわるべきではないと、年越し発効も視野に入れた発効日の後ろ倒しも主張した。企業の社会的責任を放棄した無責任な姿勢と言わざるを得ない。

審議会での議論は累次にわたり、労使譲らない激しい審議が続く中、公益側から『より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す』に配慮すると共に、中央最低賃金審議会から示された目安に関する公益委員見解を参酌し、目安に基づく26円の引き上げ」が提案され、最終的に使用者側が反対したものの、公益・労働者側の賛成多数により結審した。

本年度の改定については、改定額861円で2,000時間働いたとしても年収は約172万円にしかならず、最低賃金法第1条の「賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図る」を達成するための生活でできる賃金水準からして十分な改定額とは言えない。また、地域間格差は、目安段階では最も水準の高いAランクと最も低いDランクの金額格差が昨年の4円から2円に減少となり、格差拡大に一定の歯止めがかかったものの、1,013円で結審したAランク東京都とCランク北海道の差は昨年の150円から152円に拡大した。この状況を早急に是正しなければ北海道の事業所の99%以上を占める中小・小規模企業の労働力確保・事業継続は困難である。特に、地方の労働力不足を補っている外国人労働者の都市部集中の流れに歯止めをかけることはできない。さらに、改定額861円は連合が求める「誰でも1,000円」との目標と乖離がある等、解決しなければならない課題が多い。加えて、限られた審議日程の中で、早期の発効をめざしたが、10月1日発効とならなかったのは遺憾である。

しかし、現行の時間額表示に一本化された2002年以降、昨年に引き続き、最も高い引き上げ額となり、最低賃金引き上げの流れを継続させたことや、26円の引き上げに伴い全労働者の約25%、パート労働者に至っては49.978%、実に半数のパート労働者の賃金引き上げに反映されることは評価できる。

本年度の北海道地域最低賃金改定の闘いは収束を図るが、審議を後方から支援いただいた地方議会における意見書採択、審議会ヤマ場に向けたFAX行動・集会などの取り組みに協力いただいたことに感謝申し上げる。今後は10月に予定されている消費税増税による物価動向を注視すると共に、改正された最低賃金の履行確保、法令遵守、更には中小・小規模企業の経営環境の基盤整備にむけた政府施策の早期かつ確実な実施、特定(産業別)最低賃金の引き上げを強く求めていくこととする。

以 上